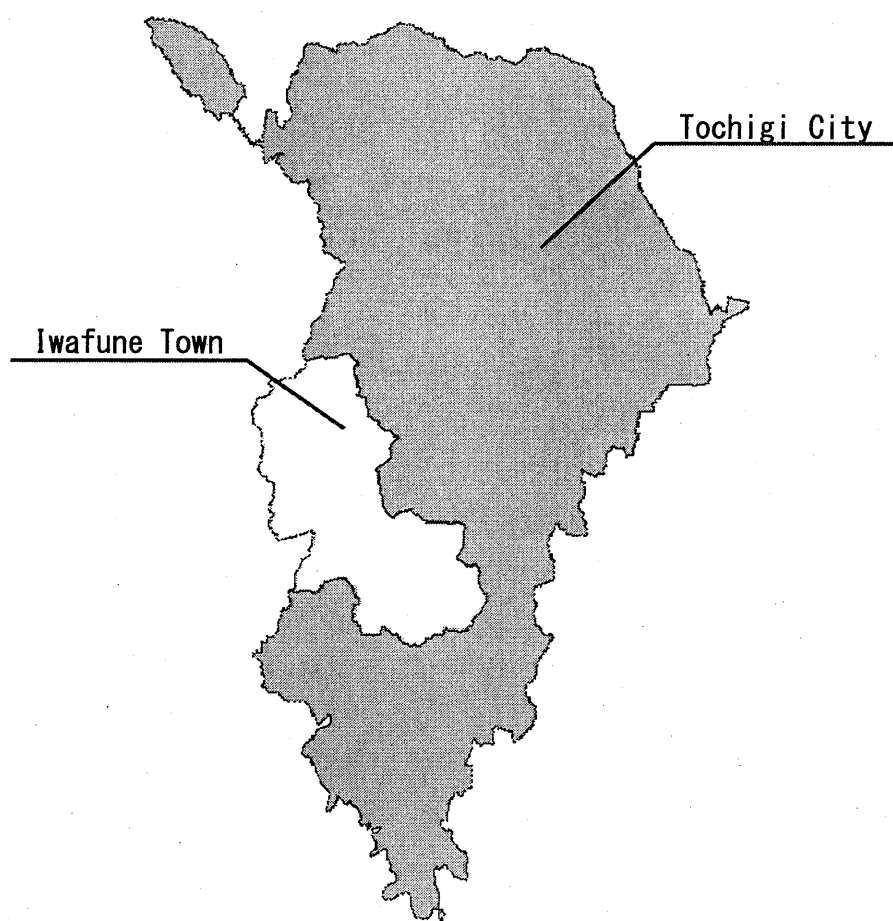


第14回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料



日時：平成26年1月22日（水）午後2時00分

会場：栃木市栃木保健福祉センター2階大会議室

目 次

審議事項

議案第 19 号 栃木市・岩舟町合併協議会の廃止について・・・・・・ P 1

報告事項

議案第 20 号 合併協定項目の具体的な調整結果について・・・・・・ P 4

報告第 21 号 平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算見込み
について・・・・・・ P 14

その他

今後の予定について・・・・・・ P 42

議案第 19 号

栃木市・岩舟町合併協議会の廃止について

栃木市・岩舟町合併協議会の廃止について、別紙のとおり提案する。

平成 26 年 1 月 22 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議会の廃止について

栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）については、栃木市及び岩舟町の合併に関する協議、合併市町村基本計画の作成及びその他の合併に関し必要な事項の一切が完了し、協議会設置の目的を達成することから、栃木市議会及び岩舟町議会の議決を経て、廃止するものとする。廃止に伴う取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 協議会廃止年月日

平成26年3月31日

2 廃止に伴う取扱い

（1）平成25年度協議会歳入歳出決算関係

- ① 第14回合併協議会において、決算見込を報告する。
- ② 協議会の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき、協議会廃止の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。
- ③ 決算の認定については、協議会廃止の日に会長が協議会監査委員の監査に付し、監査結果の報告を受けた後、協議会委員に決算書、監査報告書の写し及び事業報告書を送付することにより、協議会の認定を得たものとみなす。
- ④ 決算剰余金については、栃木市にすべて引き継ぐものとする。

（2）その他

- ① 事務用品及び文書等については、栃木市にすべて引き継ぐものとする。
- ② 協議会廃止後の事務処理等については、栃木市にすべて引き継ぐものとする。
- ③ 合併協議会公式ホームページについては、協議会廃止の日で更新を終了し、閉鎖する。なお、ホームページ閉鎖後は、栃木市で管理をし、栃木市公式ホームページ内で、合併協議の経過記録として、しばらくの間現在と同じアドレスで公開する。

参照条文

栃木市・岩舟町合併協議会規約抜粋

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員のうちから、両市町の長が協議して定める。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

栃木市・岩舟町合併協議会財務規程抜粋

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、規約第16条第1項の規定に基づき監査に付するものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 2 6 年 1 月 2 2 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目の調整結果について

【報 告】

A ランク

栃木市・岩舟町合併協議会

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																						
【合併協定項目10】 一般職の職員の身分の取扱い 平成24年5月23日 第5回協議会 協議第9号	1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。	【職員の定数及び職員数】(特別職を含まない) <table><tr><th>区 分</th><th>条 例 定 数</th></tr><tr><td>①市長の事務部局</td><td>9 9 5</td></tr><tr><td>②議会の事務部局</td><td>1 2</td></tr><tr><td>③教育委員会の事務部局</td><td>2 3 4</td></tr><tr><td>④選挙管理委員会の事務部局</td><td>5</td></tr><tr><td>⑤監査委員の事務部局</td><td>6</td></tr><tr><td>⑥公平委員会の事務部局</td><td>1</td></tr><tr><td>⑦農業委員会の事務部局</td><td>1 2</td></tr><tr><td>⑧消防職員</td><td>1 9 5</td></tr><tr><td>⑨企業職員 (水道)</td><td>3 5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1, 4 9 5</td></tr></table> ※ 教育委員会の事務部局には、学校その他の教育機関の職員を含む。 【職名】 ①行政職 部長、危機管理監、総合支所長、会計管理者、副部長、参事、課長、室長、館長、所長、主幹、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、係長、支所長、出張所長、園長、政策推進員、主計員、主査、主任、主事、保育士、技師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士 ②技能労務職 班長、総括技能員、主任技能員、主任技能員補、技能員 ③嘱託 嘱託	区 分	条 例 定 数	①市長の事務部局	9 9 5	②議会の事務部局	1 2	③教育委員会の事務部局	2 3 4	④選挙管理委員会の事務部局	5	⑤監査委員の事務部局	6	⑥公平委員会の事務部局	1	⑦農業委員会の事務部局	1 2	⑧消防職員	1 9 5	⑨企業職員 (水道)	3 5	合 計	1, 4 9 5
区 分	条 例 定 数																							
①市長の事務部局	9 9 5																							
②議会の事務部局	1 2																							
③教育委員会の事務部局	2 3 4																							
④選挙管理委員会の事務部局	5																							
⑤監査委員の事務部局	6																							
⑥公平委員会の事務部局	1																							
⑦農業委員会の事務部局	1 2																							
⑧消防職員	1 9 5																							
⑨企業職員 (水道)	3 5																							
合 計	1, 4 9 5																							

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
	5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。	④消防職（消防吏員） 消防長、消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長、課長補佐、分署長、副主幹、副分署長、係長、救助隊長、主査、救助副隊長、主任、主事 【勤務時間等】 ①行政職、技能労務職 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分 休憩時間：午後0時～午後1時 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週休日：日曜日及び土曜日 ②消防職 ア 毎日勤務 イ 交代制勤務 行政職と同じ。 交代制勤務 ・勤務時間：午前8時30分～翌日午前8時30分 ・休憩時間：1勤務中2時間30分 ・休息時間：1勤務中30分 ・労働時間：1勤務当たり15時間30分 ・週休日：4週間を通じて8日 ・仮眠時間：1勤務中6時間 ※ ①、②とも、健康保持、時間外勤務縮減のための早出遅出勤務の制度を設ける。 【給料表】 ①行政職 行政職給料表（国行（一）） 8級制 ②技能労務職 技能労務職給料表（国行（二）） 5級制 ③消防職 消防職給料表（国公安（一）） 8級制 【支給日】 給料 毎月21日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																				
		【初任給】 ①行政職 大卒 1級25号給 短大卒 1級15号給 高卒 1級 5号給 ②技能労務職 中学卒 1級1号給～53号給 ③消防職 高校卒 1級1号給 【昇給】 ①昇給日 毎年1月1日 ②昇給抑制 ・行政職、技能労務職、消防職 55歳以上 昇給なし（人事評価の成績率による昇給を除く。） ・特定職（7級以上） 55歳未満 1号抑制 ※②は55歳に達する年度から適用 【級別職務及び消防職階級】 ①行政職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1級</td><td>主事、技師等</td><td>5級</td><td>副主幹</td></tr><tr><td>2級</td><td>主事、技師等</td><td>6級</td><td>課長補佐等</td></tr><tr><td>3級</td><td>主任</td><td>7級</td><td>参事、課長、主幹等</td></tr><tr><td>4級</td><td>係長、主査等</td><td>8級</td><td>部長、危機管理監、総合支所長、 会計管理者、副部长</td></tr></table>	級	職 名	級	職 名	1級	主事、技師等	5級	副主幹	2級	主事、技師等	6級	課長補佐等	3級	主任	7級	参事、課長、主幹等	4級	係長、主査等	8級	部長、危機管理監、総合支所長、 会計管理者、副部长
級	職 名	級	職 名																			
1級	主事、技師等	5級	副主幹																			
2級	主事、技師等	6級	課長補佐等																			
3級	主任	7級	参事、課長、主幹等																			
4級	係長、主査等	8級	部長、危機管理監、総合支所長、 会計管理者、副部长																			

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																																																					
		②技能労務職 <table><tr><th>級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1 級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>2 級</td><td>技能員</td></tr><tr><td>3 級</td><td>主任技能員補</td></tr><tr><td>4 級</td><td>主任技能員</td></tr><tr><td>5 級</td><td>総括技能員、班長</td></tr></table> ③消防職 <table><tr><th>級</th><th>階 級</th><th>職 名</th></tr><tr><td>1 級</td><td>消防士</td><td>主事</td></tr><tr><td>2 級</td><td>消防副士長、消防士</td><td>主事</td></tr><tr><td>3 級</td><td>消防士長</td><td>主任</td></tr><tr><td>4 級</td><td>消防司令補</td><td>係長、主査</td></tr><tr><td>5 級</td><td>消防司令</td><td>副主幹、副分署長</td></tr><tr><td>6 級</td><td>消防司令</td><td>課長、課長補佐、分署長</td></tr><tr><td>7 級</td><td>消防司令長</td><td>消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長</td></tr><tr><td>8 級</td><td>消防監</td><td>消防長</td></tr></table> 【管理職手当】 ①行政職 <table><tr><td>部長</td><td>73,800円</td></tr><tr><td>副部長</td><td>69,200円</td></tr><tr><td>参事</td><td>60,700円</td></tr><tr><td>課長</td><td>52,000円</td></tr><tr><td>主幹 (課長に相当する者)</td><td>49,800円</td></tr><tr><td>主幹 (上記以外の者)</td><td>43,300円</td></tr><tr><td>課長補佐</td><td>39,700円</td></tr></table>	級	職 名	1 級	技能員	2 級	技能員	3 級	主任技能員補	4 級	主任技能員	5 級	総括技能員、班長	級	階 級	職 名	1 級	消防士	主事	2 級	消防副士長、消防士	主事	3 級	消防士長	主任	4 級	消防司令補	係長、主査	5 級	消防司令	副主幹、副分署長	6 級	消防司令	課長、課長補佐、分署長	7 級	消防司令長	消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長	8 級	消防監	消防長	部長	73,800円	副部長	69,200円	参事	60,700円	課長	52,000円	主幹 (課長に相当する者)	49,800円	主幹 (上記以外の者)	43,300円	課長補佐	39,700円
級	職 名																																																						
1 級	技能員																																																						
2 級	技能員																																																						
3 級	主任技能員補																																																						
4 級	主任技能員																																																						
5 級	総括技能員、班長																																																						
級	階 級	職 名																																																					
1 級	消防士	主事																																																					
2 級	消防副士長、消防士	主事																																																					
3 級	消防士長	主任																																																					
4 級	消防司令補	係長、主査																																																					
5 級	消防司令	副主幹、副分署長																																																					
6 級	消防司令	課長、課長補佐、分署長																																																					
7 級	消防司令長	消防本部次長、消防署長、課長、消防副署長																																																					
8 級	消防監	消防長																																																					
部長	73,800円																																																						
副部長	69,200円																																																						
参事	60,700円																																																						
課長	52,000円																																																						
主幹 (課長に相当する者)	49,800円																																																						
主幹 (上記以外の者)	43,300円																																																						
課長補佐	39,700円																																																						

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
		②消防職 消防長70,900円 消防本部長、消防署長59,700円 課長、消防副署長51,200円 課長補佐（交代制勤務以外）、分署長40,600円 ※ ①、②とも必要に応じて減額のための特例措置を設ける。（現行90／100を支給） 【扶養手当】 国の基準と同じ ①配偶者13,000円 ②配偶者以外1人につき6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子1人につき加算5,000円 【住居手当】 持家なし 借家国の基準と同じ （最高支給限度額27,000円） 【通勤手当】 国の基準と同じ ①公共交通機関 通勤距離2km～運賃相当額最高55,000円 ②交通用具 通勤距離2km～距離区分に応じて 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用者 ①と②の合計額

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
		【単身赴任手当】 国の基準と同じ ①支給額 23,000円 ②加算額 100km～距離区分に応じて、6,000円～45,000円 【特殊勤務手当】 ①行政職 ・感染症等防疫作業従事 1日 500円 ・行旅死亡人事務従事 1件 6,000円 ・災害応急作業従事 1日 500円 ・動物死体処理業務従事 1日 500円 ②消防職 ・はしご消防ポンプ自動車隊員として消防業務に従事 1月 1,500円 ・通信員として通信業務に従事 1月 500円 ・火災に緊急出動し、火災の防ぎよ及び原因調査等に従事 1回 150円 ・救急及び救助業務に従事 1回 150円 （救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する者にあつては、1回につき350円） 【時間外・夜間・休日勤務手当】 労働基準法方式 ①支給単価 （給料月額＋月額特殊勤務手当）×12×支給割合／38時間45分×52週－休日日数 （週休日と重なる日を除く）×7時間45分

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																											
		②支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>60 時間まで</th><th>60 時間超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務日</td><td>125/100</td><td>150/100</td></tr> <tr> <td>勤務日深夜</td><td>150/100</td><td>175/100</td></tr> <tr> <td>週休日</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr> <tr> <td>週休日深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr> <tr> <td>休日(正規の勤務時間)</td><td>135/100</td><td>左記に同じ</td></tr> <tr> <td>休日(正規の勤務時間外)</td><td>135/100</td><td>150/100</td></tr> <tr> <td>休日(正規の勤務時間外)深夜</td><td>160/100</td><td>175/100</td></tr> <tr> <td>週休日の振替等により発生した時間外勤務手当</td><td>25/100</td><td>50/100</td></tr> </tbody> </table> ※ 時間外勤務代休時間の制度あり。 ③勤務時間数の計算 国の基準による。 【宿日直手当】 国の一般の宿日直手当を基準とする。 ・宿直勤務又は日直勤務 1 回につき 4, 200 円 ・上記のうち 5 時間未満 " 2, 100 円 ・上記のうち年末年始 " 6, 300 円 【管理職員特別勤務手当】 ①支給対象 課長補佐級から部長級 ②支給要件 ア 臨時及び緊急の必要その他公務の運営の必要による週休日及び休日の勤務 イ 防災体制に基づく深夜業務	区 分	60 時間まで	60 時間超	勤務日	125/100	150/100	勤務日深夜	150/100	175/100	週休日	135/100	150/100	週休日深夜	160/100	175/100	休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ	休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100
区 分	60 時間まで	60 時間超																											
勤務日	125/100	150/100																											
勤務日深夜	150/100	175/100																											
週休日	135/100	150/100																											
週休日深夜	160/100	175/100																											
休日(正規の勤務時間)	135/100	左記に同じ																											
休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100																											
休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100																											
週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100																											

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
		③支給額 ア 行政職 部長、副部長 8,000円 参事 7,000円 課長・主幹（課長に相当する者） 6,000円 主幹（上記以外の者）・課長補佐 4,000円 イ 消防職 消防長 8,000円 消防本部次長・消防署長 7,000円 課長・消防副署長 6,000円 課長補佐（交代制勤務除く）・分署長 4,000円 ※ 6時間超の場合、行政職、消防職とも、上記金額に150/100を乗じた額 【期末勤勉手当】 ①支給率 国と同じ ②役職加算率 ア 行政職・消防職 8級・7級 15/100 6級 10/100 5級・4級・3級 5/100 イ 技能労務職 3級以上 5/100 【退職手当】 栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い 国の基準と同じ（最高55.86月分）

報告第 2 1 号

平成 2 5 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算見込みについて

平成 2 5 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算見込みについて、別紙のとおり報告する。

平成 2 6 年 1 月 2 2 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

平成 25 年 度

栃木市・岩舟町合併協議会
歳入歳出決算見込書

〔付 決算に関する調書〕

平成25年度 歳入歳出決算総括表

予算現額	決算見込額		歳入歳出 差引残額
	歳入	歳出	
円 22,370,000	円 22,375,361	円 18,097,905	円 4,277,456

翌年度へ繰越 すべき財源	実質収支額	平成24年度 実質収支額	単年度収支額
円 0	円 4,277,456	円 1,744,307	円 2,533,149

歲 入 歲 出 決 算 見 込 書

平成25年度 栃木市・岩舟町合併協議会会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 負担金		20,625,000	20,625,000
	1 負担金	20,625,000	20,625,000
2 諸収入		1,000	6,054
	1 諸収入	1,000	6,054
4 繰越金		1,744,000	1,744,307
	1 繰越金	1,744,000	1,744,307
歳 入 合 計		22,370,000	22,375,361

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
20,625,000	0	0	0
20,625,000	0	0	0
6,054	0	0	5,054
6,054	0	0	5,054
1,744,307	0	0	307
1,744,307	0	0	307
22,375,361	0	0	5,361

歳 出

款	項	予算現額
1 運営費		2,717,000
	1 会議費	516,000
	2 事務費	2,201,000
2 事業費		18,859,000
	1 事業推進費	18,859,000
3 予備費		794,000
	1 予備費	794,000
歳 出 合 計		22,370,000

歳入歳出差引残額

4,277,456 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1,716,131	0	1,000,869	1,000,869
295,000	0	221,000	221,000
1,421,131	0	779,869	779,869
16,381,774	0	2,477,226	2,477,226
16,381,774	0	2,477,226	2,477,226
0	0	794,000	794,000
0	0	794,000	794,000
18,097,905	0	4,272,095	4,272,095

歳入歳出決算見込事項別明細書
実質収支に関する調書

平成25年度 栃木市・岩舟町合併協議会会計歳入歳出決算書事項別明細総括表
歳 入

款	予算現額			
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越 事業費繰越財源 充当額	計
1 負担金	20,625,000	0	0	20,625,000
2 諸収入	1,000	0	0	1,000
4 繰越金	0	1,744,000	0	1,744,000
合 計	20,626,000	1,744,000	0	22,370,000

(単位 円、%)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入済額の百分比
20,625,000	20,625,000	0	0	0	92.18
6,054	6,054	0	0	5,054	0.03
1,744,307	1,744,307	0	0	307	7.80
22,375,361	22,375,361	0	0	5,361	100.00

歳 出

款	予算現額				
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越 事業費繰越額	予備費支出及 び流用増減	計
1 運営費	2,717,000	0	0	0	2,717,000
2 事業費	17,859,000	1,000,000	0	0	18,859,000
3 予備費	50,000	744,000	0	0	794,000
合 計	20,626,000	1,744,000	0	0	22,370,000

(単位 円、%)

支出済額	翌年度繰越額			不用額	支出済額の 百分比
	継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越し		
1,716,131	0	0	0	1,000,869	9.48
16,381,774	0	0	0	2,477,226	90.52
0	0	0	0	794,000	0.00
18,097,905	0	0	0	4,272,095	100.00

平成25年度 栃木市・岩舟町合併協議会会計歳入歳出決算事項別明細書

歳入
(款) 1 負担金

(款) 1 負担金				予算現額		
款	項	目	名 称	現額計	節	
					区 分	金 額
1			負担金	20,625,000		
			(内訳) 当初予算額	20,625,000		
	1		負担金	20,625,000		
			(内訳) 当初予算額	20,625,000		
	1		負担金	20,625,000		
			(内訳) 当初予算額	20,625,000		
				1 市町負担金	20,625,000	

(款) 2 諸収入

(款) 乙 諸収入				予算現額		
款	項	目	名 称	現額計	節	
					区 分	金 額
2			諸収入	1,000		
			(内訳) 当初予算額	1,000		
	1		諸収入	1,000		
			(内訳) 当初予算額	1,000		
	1		諸収入	1,000		
			(内訳) 当初予算額	1,000		
				1 諸収入	1,000	

(款) 4 繰越金

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
4			繰越金	1,744,000		
			(内訳) 当初予算額	0		
			補正予算額	1,744,000		
		1	繰越金	1,744,000		
			(内訳) 当初予算額	0		
			補正予算額	1,744,000		
		1	繰越金	1,744,000		
			(内訳) 当初予算額	0		
			補正予算額	1,744,000		
					1 繰越金	1,744,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
20,625,000	20,625,000		0	
20,625,000	20,625,000		0	
20,625,000	20,625,000		0	
20,625,000	20,625,000		0	栃木市 10,312,500 岩舟町 10,312,500

(単位：円)

調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
6,054	6,054		0	
6,054	6,054		0	
6,054	6,054		0	
6,054	6,054		0	預金利子 1,873 臨時職員雇用保険料 4,181

(単位：円)

調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
1,744,307	1,744,307		0	
1,744,307	1,744,307		0	
1,744,307	1,744,307		0	
1,744,307	1,744,307		0	前年度繰越金 1,744,307

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
			歳入合計	22,370,000		
			(内訳)			
			当初予算額	20,626,000		
			補正予算額	1,744,000		
			継続費通次繰越	0		
			繰越明許費	0		
			事故繰越し	0		

(単位：円)

調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
22,375,361	22,375,361		0	

歳 出
(款) 1 運営費

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
1			運営費	2,717,000		
			(内訳)			
			当初予算額	2,717,000		
			補正予算額	0		
	1		会議費	516,000		
			(内訳)			
			当初予算額	516,000		
			補正予算額	0		
	1		会議費	516,000		
			(内訳)			
			当初予算額	516,000		
			補正予算額	0		
					1 報酬	450,000
					8 報償費	40,000
					1 1 需用費	26,000
2			事務費	2,201,000		
			(内訳)			
			当初予算額	2,201,000		
			補正予算額	0		
	1		事務費	2,201,000		
			(内訳)			
			当初予算額	2,201,000		
			補正予算額	0		
					4 共済費	136,000
					7 賃金	872,000
					1 1 需用費	256,000
					1 2 役務費	95,000
					1 4 使用料及び 賃借料	812,000
					1 8 備品購入費	30,000

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
1,716,131		1,000,869	
295,000		221,000	
295,000		221,000	
270,000		180,000	合併協議会委員・監査委員報酬270,000
16,000		24,000	オブザーバー謝礼16,000
9,000		17,000	食糧費9,000
1,421,131		779,869	
1,421,131		779,869	
123,635		12,365	臨時職員社会保険料123,635
821,600		50,400	臨時職員賃金821,600
87,310		168,690	消耗品費87,310
29,100		65,900	通信運搬費29,100
359,486		452,514	機械借上料359,486
0		30,000	

(款) 2 事業費

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
2			事業費	18,859,000		
			(内訳)			
			当初予算額	17,859,000		
	1		補正予算額	1,000,000		
			事業推進費	18,859,000		
			(内訳)			
			当初予算額	17,859,000		
			補正予算額	1,000,000		
	1		事業推進費	18,859,000		
			(内訳)			
			当初予算額	17,859,000		
			補正予算額	1,000,000		
					1 1 需用費	3,516,000
					1 2 役務費	1,000,000
					1 3 委託料	14,343,000

(款) 3 予備費

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
3			予備費	794,000		
			(内訳)			
			当初予算額	50,000		
	1		補正予算額	744,000		
			予備費	794,000		
			(内訳)			
			当初予算額	50,000		
			補正予算額	744,000		
	1		予備費	794,000		
			(内訳)			
			当初予算額	50,000		
			補正予算額	744,000		

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
16,381,774		2,477,226	
16,381,774		2,477,226	
16,381,774		2,477,226	
1,898,079		1,617,921	合併協議会だより 601,020 くらしのガイドブック 1,267,087 地域自治区に関するお知らせ 29,972
787,500		212,500	合併PR新聞広告 787,500
13,696,195		646,805	合併例規整備業務委託 2,572,500 電算統合関係業務委託 10,640,700 合併啓発用品作成業務委託 482,995

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
0		794,000	
0		794,000	
0		794,000	

款	項	目	名 称	予算現額		
				現額計	節	
					区 分	金 額
			歳出合計	22,370,000		
			(内訳)			
			当初予算額	20,626,000		
			補正予算額	1,744,000		
			継続費通次繰越	0		
			繰越明許費	0		
			事故繰越し	0		
			予備費充用額	0		
			流用増減額	0		

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
18,097,905	継続費通次繰越 繰越明許費 事故繰越し	4,272,095	

実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		金 額
1. 歳入総額		22,375
2. 歳出総額		18,098
3. 歳入歳出差引額		4,277
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5. 実質収支額		4,277
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

財 産 目 録
(平成25年12月1日現在)

現金繰越額	4,277,456円
-------	------------

区 分	名 称	前年度残額	購入額	使用済額	残額
貯蔵品	切 手	21,550円	13,600円	20,610円	14,540円
貯蔵品	官製はがき	450円	0円	0円	450円

区 分	名 称	数 量
備 品	強力二穴パンチ	1台

今後の予定について

年月日	予 定
平成 26 年 2 月下旬	新市の組織、行政窓口、手続き等の情報を掲載した『栃木市岩舟地域くらしのガイドブック』を岩舟町内の各戸に配付
3 月下旬	『第 11 号 合併協議会だより（最終号）』を栃木市内及び岩舟町内の各戸に配付
3 月 25 日（火）	「岩舟町」閉町式 開会 午後 2 時 00 分 会場 岩舟町文化会館（コスモスホール）
3 月 31 日（月）	合併を広く周知するために新聞広告を掲載 掲載新聞 下野新聞
	平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算監査
	「栃木市・岩舟町合併協議会」廃止
4 月 5 日（土）	新しい「栃木市」発足
4 月 7 日（月）	「岩舟総合支所」開所式
4 月 20 日（日）	栃木市長・栃木市議会議員選挙投票日
11 月 13 日（木）	栃木市・岩舟町合併記念式典 会場 栃木市栃木文化会館